

平成19年4月12日  
明治安田損害保険株式会社

### 第三分野商品の保険金お支払いについて

明治安田損害保険株式会社（社長 西 清二）は、第三分野商品に関する調査にかかる保険金お支払いを完了いたしましたので、その内容をお知らせいたします。

当社は、金融庁から平成18年7月14日付保険業法第128条第1項に基づく報告命令を受け、第三分野商品に関する過去5年間の不払事案（保険金のお支払事由に該当しないと判断された事案）の適切性等にかかる検証を行ったところ、2件の不適切な不払いが判明し、平成18年10月31日付で金融庁に報告しておりました。

不適切な対応のあった2件はいずれも、お支払い条件等の確認にあたり、担当がお支払できない事由に該当するものと誤認し、お支払いの対象外としたものであります。ご迷惑をおかけしたお客さまには丁重にお詫びのうえ、ご諒解を賜り、保険金（2件合計で約260万円。別途、遅延利息を付しております）をお受け取りいただきました。

当社では、この事態を厳粛に受け止め、保険金支払管理態勢をいっそう強化して、今後このようなことが発生しないよう全社をあげて取り組んでいるところでございますので、今後とも、何卒よろしくお願い申し上げます。

なお、弊社では、お客さまからの保険金のお支払いに関するお問い合わせ等につきまして、引き続き、以下の専用フリーダイヤルにてお受けしております。

**【お客さま専用お問い合わせ窓口】**  
<フリーダイヤル> 0120-588-924  
<受付時間> 午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）  
携帯電話・PHSからもご利用いただけます

以 上